

療育手帳 再判定の注意事項

○再判定について

- ・手帳に記載されている次期判定年月が到来する場合に提出してください。その場で、東部児童相談所又は東部知的障害者更生相談所の面談日の予約を行います。
- ・次期判定年月が近づいた方には、市役所からお知らせを発送しています。
- ・次期判定年月を経過すると、手帳が使えなくなる場合がありますので、指定された年月までに再判定を受けるようにしてください。

○提出書類

1. 再判定申請書
2. 調査票（再判定用）
3. 現在お持ちの療育手帳の写し
 - ※ 窓口 to 本書を持参された場合、コピーを取らせていただきます。

【手帳の写真等を新しくしたい方は、下記の書類も併せて提出してください。】

4. 再交付申請書
5. 手帳用写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm）
 - ※ 顔の部分を明確にしてください（ほぼ正面、胸から上、脱帽、単独）
 - ※ 写真の裏側に、ボールペンで「市町名（沼津市）」「氏名」「生年月日」を記入してください。
 - ※ 写真は面談日に直接持参することも可能です。

○面談日に持参するもの

1. 現在お持ちの療育手帳